

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

令和元年（2019年）12月24日

公立大学法人熊本県立大学 理事長 白石 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成31年度（2019年度）熊本県立大学敷地内及び小峯グラウンド敷地内樹木剪定等業務委託

(2) 業務にかかる入札・契約担当部局

公立大学法人熊本県立大学 総務課 財務班

郵便番号 862-8502 熊本市東区月出三丁目1番100号

(3) 業務の内容

平成31年度（2019年度）熊本県立大学敷地内及び小峯グラウンド敷地内樹木剪定等業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約日から令和2年（2020年）3月23日（月）まで

(5) 履行場所

熊本県立大学 熊本県熊本市東区月出三丁目1番100号

熊本県立大学小峯グラウンド 熊本県熊本市東区小峯三丁目2613番1号

(6) 予定価格

17,477,900円（消費税及び地方消費税抜きの金額15,889,000円）

(7) 入札方式

この入札は、紙入札方式であり、入札書等は別に示す様式により作成すること。

(8) 入札金額

入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。

(9) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年告示第420号）の規定を準用する。

(10) 最低制限価格

有（この入札には、最低制限価格を設けている。）

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の（1）から（5）までに定める条件を全て満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、有資格者として営業種目「樹木保護管理」に登録された者であること。
- (2) 熊本県内に本店、支店（営業所）等を有すること。ただし、支店（営業所）等においては、入札及び熊本県との契約の締結権限の全てが委任されているものに限るものとする）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

この入札に参加を希望する者は、2（1）～（5）に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(1) 提出期限

公告の日から令和2年（2020年）1月14日までの間の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所及び提出方法

1（2）に記載の場所へ持参すること。

(3) 確認結果の通知

競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続き及び入札仕様に対する質問の受付期間

1（2）の入札・契約担当部局において公告の日から令和2年（2020年）1月14日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得

ア 閲覧（交付）場所

熊本県立大学ホームページ（「基本情報」>「入札情報」）にて閲覧又は1（2）に記載する場所で交付する。

イ 閲覧（交付）期間

公告の日から令和2年（2020年）1月21日（火）まで閲覧に供する。交付については、当該期間（土曜、日曜及び国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札保証金

免除する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年（2020年）1月21日（火） 午前10時

イ 場所

熊本県立大学本部棟2階大会議室

(5) 入札の方法

ア 入札及び開札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、1(2)に記載の場所に令和2年（2020年）1月20日（月）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

イ 代理人が入札する場合、入札書には、入札に参加する者の商号又は名称及び代表者名、代理人であることの表示並びに代理人の氏名を記載して、代理人が押印するものとし、併せて委任状を提出しなければならない。

ウ 入札回数は、1回とする。

(6) 開札及び落札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行い、開札後、入札した者に対しては、直ちに落札の旨を宣言する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 記名押印を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ク 2以上の意思表示をした入札

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札の中止等

入札に参加するものが連合し、または不穏な行動をした場合等において、入札を校正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定

開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより、落札候補者を決定する。

なお、本入札は最低制限価格を設けているため、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込み入札をした者のうち最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約の締結期限

落札決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約しようとする者は、(3)の申出期限までに、契約金額の100分の10以上の金額（国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権）、地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条に規定する有価証券、銀行又は法人経理責任者が認めるその他の金融機関等に対する定期預金債権、その他法人経理責任者が确实と認める金融機関の保証でも可）を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除することができるので、その際は、必要書類を添付のうえ、契約保証金免除申請書を3（1）に記載の場所まで提出しなければならない。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に本学、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 その他

入札、契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。